



東アジアの人権・環境デュー・ディリジェンスの義務化なくして、人権が尊重されたグローバル・サプライチェーンなし

日本、韓国、台湾およびその他の国際的市民社会組織(CSO)による、グローバル・サプライチェーンにおける人権・環境侵害を可能にする抜け穴を塞ぐため、国連およびEUの政策決定者に対する東アジアにおける人権・環境デュー・ディリジェンス法(mHREDD)の制定に対する支援の要請

下記に署名する人権および環境NGOは、EUの政策決定者およびグローバル・リーダーに対し、グローバル・サプライチェーンにおける人権および環境に対する権利の保護をより確実にするため、それぞれの国において実効的な人権・環境デュー・ディリジェンス法の採用を支持するよう要請する。

2024年5月に採択されたEUの画期的なコーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)は、国境を越えた影響をもたらしているが、その範囲と実施上の課題が残っており、まだ検証すべき余地はある。日本、韓国、台湾の企業は、特に縫製産業、遠洋漁業、電子機器、半導体、そしてバッテリー産業などのグローバル・サプライチェーンにおいて重要な役割を果たしている。したがって、グローバルで大きく占められるビジネス慣行の変革を進めるためには、EU内における年間売上高にかかわらず、日本、韓国、台湾が、自国企業の説明責任を担保するために効果的な人権・環境デュー・ディリジェンス法を整備することが必要不可欠である。

これらの法律は法的拘束力を持ち、国連ビジネスと人権に関する指導原則(指導源奥)やOECD多国籍企業行動指針といった国際基準に即したものでなくてはならない。また、予防が法の主たる目的であり、ステークホルダー、特に脆弱な立場のライツホルダー(権利保持者)のエンゲージメントは有意義かつ継続的であるべきである。

同時に、私たちは、人権・環境デュー・ディリジェンス法は、特効薬でもなければ、万能の解決策でもないことも認識している。そのため、国際的な枠組みや国内法の強化によって補完されなければならない。しかしながら、そのことをもってして、人権・環境デュー・ディリジェンス法の欠如を正当化するものではない。人権・環境デュー・ディリジェンス法は実効性のある人権・環境デュー・ディリジェンスのための主要な要素である。

日本、韓国、台湾の政府に対し、指導原則及び国連人権規約の下での人権保護義務を果たすため、領域内の企業が事業活動やサプライチェーン全体において人権と環境を尊重し、影響を受けた地域社会や被害者が正義と救済にアクセスできるよう、人権・環境デュー・ディリジェンス法を早急に制定するよう求める。国有企業及び国家



Human Rights Now

TTNC Watch

KTNC Watch



が関与する事業は、指導原則が示すように、率先して、法律の施行前から人権・環境デューデリジェンスの実施によって手本を示すべきである。

さらに、日本、韓国、台湾の企業に対し、それぞれの国家に対して、人権と環境を保護すること、そして、公平な競争条件(レベルプレイングフィールド)を確保するために、早急に人権・環境デュー・ディリジェンス法を施行するよう促すよう求める。同時に、たとえこのような法律がないとしても、これらの企業に対して、国際基準に沿って、人権・環境デュー・ディリジェンスを実施し、コミュニティやステークホルダーと直接かつ継続的なエンゲージメントを実施するよう求める。人権や環境への被害が発生した場合には、適切な是正と救済が提供されなければならない。これらの東アジアの3カ国はアジアにおける民主主義と人権のリーダーと自ら名乗っている。今こそ、実質的な法制度を通じて、これらが空虚な言葉ではないことを証明すべきである。

東アジア3カ国は、アジアの民主主義と人権のリーダーであることを宣言し、実質的な法整備を通じて、これらが空虚な言葉ではないことを証明しなければならない。

最後に、私たちは国連とEUの意思決定者に対し、人権・環境デュー・ディリジェンス法の下でのグローバル市場の抜け穴をなくし、人権と環境を地球全体で保護するために、東アジアにおける人権・環境デュー・ディリジェンスの法制化に対する更なる支援を提供するよう求める。

署名